

県史跡「第32軍司令部壕(首里司令部壕跡)」の指定について

文化財課

1 沖縄県指定史跡「第32軍司令部壕(首里司令部壕跡)」の指定

沖縄県文化財保護条例第32条第1項の規定に基づき、「第32軍司令部壕(首里司令部壕跡)」を沖縄県指定史跡に指定した。なお、指定日は沖縄県公報に登載された令和6年11月29日付けとなる。沖縄県指定史跡としては、令和3年8月27日に指定された石垣市の海底電線陸揚室跡(電信屋)以来となる56件目で、沖縄戦の戦争遺跡を指定した初の事例となる。

2 文化財の概要

- ①名称：第32軍司令部壕(首里司令部壕跡)
- ②種別：沖縄県指定史跡
- ③所在地：沖縄県那覇市首里真和志町1丁目7番1 他11筆
- ④指定基準：沖縄県文化財の指定・認定・選定及び選択基準
第6 県指定史跡名勝天然記念物指定基準
1 史跡 (3) 古戦場、戦災跡、戦跡その他戦争に関する遺跡
- ⑤所有者：那覇市、沖縄県、公立大学法人沖縄県立芸術大学
- ⑥面積：15,142㎡
- ⑦解説：

第32軍司令部壕(首里司令部壕跡)は、首里城を中心とする地域の地下に所在する戦争遺跡である。沖縄戦を指揮した第32軍が、1944(昭和19)年12月に司令部の位置を津嘉山から首里へ変更したことに伴い構築が開始され、米軍が沖縄本島に上陸する直前の翌年3月23日頃から、第32軍が本島南部に撤退する5月後半まで使用されていた。戦後に米軍が壕内に入った際の記録『Intelligence Monograph』によれば、壕の総延長は863m以上で、首里城北側に第1～3坑口、南側に第4・5坑口、さらに縦坑口2箇所と合計7箇所の壕口があったとされ、そのうち第5坑口が標高72mと最も低く、そこから北側に向かって高くなり、第1～3坑口は標高90～100m前後であったと推定される。

本壕は、「住民を巻き込んだ組織的持久戦の展開」という沖縄戦の方向性を決定づける判断がなされた場所として、沖縄戦の実相を次世代に伝える極めて重要な遺跡と評価されている。また、来年に戦後80年の節目を迎えるに当たり、戦争体験や教訓の風化が懸念される中で、戦争の不条理さ、残酷さ、醜悪さを知るとともに、平和の尊さを伝える貴重な遺跡でもある。

沖縄県では、これまで実施してきた掘削調査に加え、2021(令和3)年度から本格的に進めている文献調査・ボーリング調査・三次元レーザー測量調査・発掘調査などの成果に基づき、内部の状況が確認できる公有地のうち、第2坑道の一部・第3坑道の一部・第5坑口及び坑道の一部を、今回先行して沖縄県指定史跡に指定した。他の部分は埋没や崩落の影響で、現在は立ち入りできない状態にあるが、今後の各調査による成果の蓄積を待つて検討していく予定である。

3 指定にかかるこれまでの経緯

- ①令和6年1月10日、沖縄県（子ども生活福祉部女性力・平和推進課）から「第32軍司令部壕」の沖縄県史跡指定に係る申請書が那覇市教育委員会経由で提出され、2月28日付けで沖縄県文化財保護審議会に諮問された。
- ②令和6年9月18日、上原静県文化財保護審議会会長から半嶺満教育長へ答申が手交され、同日付で沖縄県指定史跡「第32軍司令部壕（首里司令部壕跡）」の指定が決定した。
- ③令和6年11月29日、沖縄県指定史跡「第32軍司令部壕（首里司令部壕跡）」の指定が、沖縄県公報に登載された。

沖縄県指定史跡「第32軍司令部壕（首里司令部壕跡）」 指定範囲

